

# 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請について

糸魚川市福祉事務所

## ○制度の概要

要介護（要支援）認定を受けている被保険者（以下「被保険者」という。）が、①できなかつたことをできるようにする、②転倒等の防止や安全の確保を行う、③動作のしやすさを確保する、④利用者の精神的負担や不安の軽減を行う、⑤介護者の負担を軽減する等を目的とし、住宅の一部を改修した場合に、介護保険の対象となる箇所の改修費用について、20万円までの費用を限度として、その改修費の9割（限度額 18万円）、8割（限度額 16万円）または7割（限度額 14万円）を支給します（被保険者の負担割合に応じた額）。

## ○支給限度基準額

- ・支給限度額（申請額）は要介護状態区分（要介護・要支援）にかかわらず 20万円です。限度額を超えた部分については、全額自己負担となります。支給額は対象工事の9割（限度額 18万円）、8割（限度額 16万円）または7割（限度額 14万円）です。
- ・転居した場合は、改めて 20万円まで申請することができます。
- ・要介護状態区分が最初に工事を行った日から3段階以上上がった場合、1回に限り、改めて 20万円まで申請することができます。

## ○保険給付対象となる工事

小規模な住宅改修が対象で、要介護者等が居住している建物と玄関から道路までの屋外改修が対象です。

①手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に設置するもの（転倒予防、移動・移乗動作に資するもの）
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するもの 玄関から道路までの通路等の段差を解消するもの （敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなど。ただし、昇降機、リフト、段差解消機等の動力によって段差を解消する機器の設置工事は対象になりません。）
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室：畳敷から板製床材やビニール系床材等への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更 浴室：床材の滑りにくいものへの変更
④引き戸等への扉の取替え	扉全体の変更（開き戸を引き戸、折戸、戸・ドア・カーテン等への取替え） ドアノブの変更、戸車の設置 など （ただし、自動ドアに取り替える場合、自動ドアの動力部分の設置は対象にはなりません。）

⑤洋式便器等への取り替え	和式便器から洋式便器への取替え (ただし、和式便器から暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は除く。さらに、非水洗和式便器から水洗〔簡易水洗〕式洋式便器に取り替える場合、水洗〔簡易水洗〕化の工事の部分は除く。)
⑥その他 ①～⑤の改修に付帯して必要となる改修	1) 手すりの取り付け/手すりの取付けのための壁の下地補強など 2) 段差の解消/浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事など 3) 床又は通路面の材料の変更/床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備など 4) 扉の取替え/扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事など 5) 便器の取替え/便器の取替えに伴う給排水設備工事、便器の取替えに伴う床材の変更など

## ○申請方法

<償還払>と<受領委任払>の2通りの申請方法があります。

### <償還払>

被保険者が、一旦、改修費用の全額を施工者に支払い、市に申請書類を提出した後、改修費用の9割(限度額18万円)、8割(限度額16万円)または7割(限度額14万円)相当額を被保険者の口座に振り込みます。

### <受領委任払>

被保険者が施工者に改修費用の1割、2割または3割を支払うことで住宅改修できる制度です。改修費用の残りの9割、8割または7割相当額は、申請により、市から施工者に直接支払います。

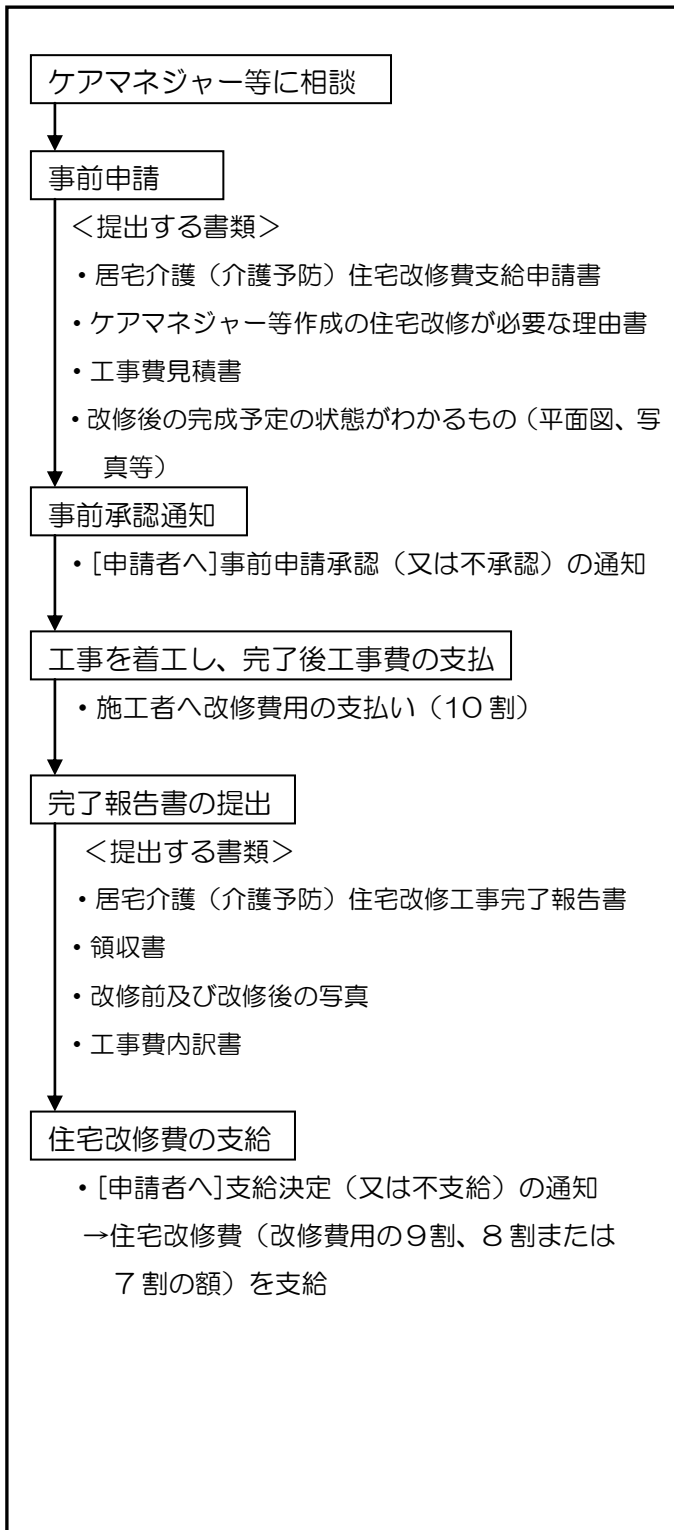
利用できるのは、糸魚川市居宅介護住宅改修費等受領委任払登録事業者での改修に限ります。

※以下のいずれかに該当する人は、受領委任払いを利用することができません。

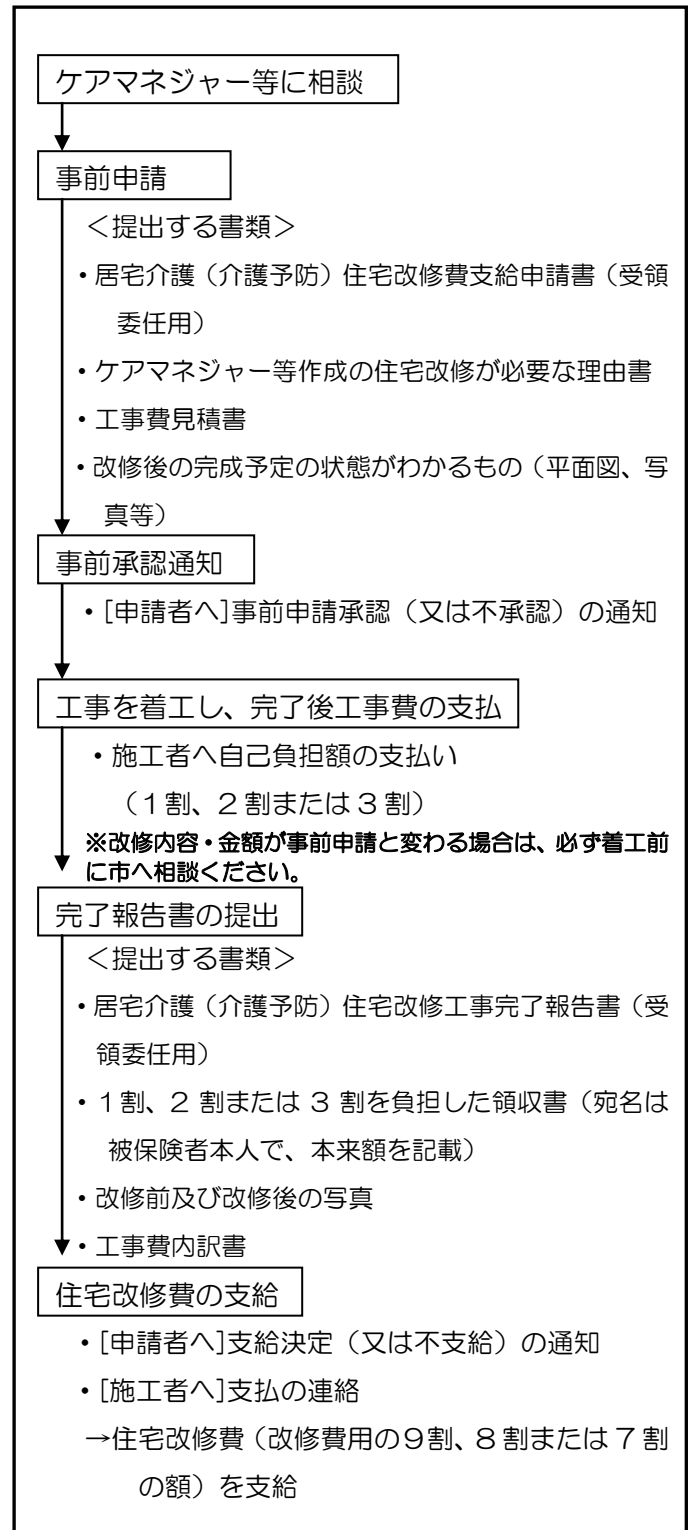
- ① 保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている人
- ② 要介護認定の申請中(新規申請、変更申請等)であるため、要介護度が決定していない人
- ③ 入院又は入所中の人

## ○申請の流れ

### 《償還払》



### 《受領委任払》



<お問い合わせ先>

糸魚川市 市民部福祉事務所 介護保険係

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

☎025-552-1511 Fax.025-552-8250